

◎新潟県告示第175号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により次のとおり営業の停止を命じた。

令和元年6月21日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 処分をした年月日 令和元年6月14日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名 しなの産業株式会社 代表取締役 滝川 伸夫
- 3 主たる営業所の所在地 新潟県長岡市表町1-3-4
- 4 許可番号 新潟県知事（特-1）第43227号
- 5 処分の内容
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲 土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの
 - (2) 停止を命ずる期間 令和元年6月29日から令和元年10月26日までの120日間

6 処分の原因となった事実

しなの産業株式会社の元役員は、長岡市発注の複数の下水道工事に係る制限付き一般競争入札に関し、新潟県議会議員の元秘書と共謀し、同市元職員から当該工事の工事価格の教示を受け、その情報をもとに入札を行い同社に落札させるなど、偽計を用いて公の入札の公正を害すべき行為をしたとして、平成31年4月5日に、新潟地方裁判所において、公契約関係競売入札妨害罪により、懲役1年（執行猶予3年）の判決を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。